

平成25年度 社会福祉法人指導監査結果通知書

法人名	緑成会
-----	-----

指摘区分: **要報告事項**

改善又は是正を要する事項	根拠法令等
1 評議員会の前に理事会を開催し、あらかじめ評議員会の意見を聴くことなく理事会において議決を行っていたので、定款の規定に基づき、是正すること。	定款準則第12条備考1のほか

平成25年度 社会福祉法人指導監査結果通知書

法人名	緑成会
-----	-----

指摘区分:通知事項

	改善又は是正を要する事項	根拠法令等
1	理事長が専決する日常業務について、規程等を定め、その範囲を明確にすること。	定款準則第9条第1項
2	香典や祝儀等の支出について、支払いの根拠を明確にすること。	定款準則第20条 法人経理規程第24条

平成25年度 社会福祉施設指導監査結果通知書

施設名	緑の郷
-----	-----

指摘区分: **要報告事項**

	改善又は是正を要する事項	根拠法令等
1	機能訓練指導員の配置がない期間(平成25年5月)があったので、改めること。	特養条例第12条 老福条例第4条

平成25年度 社会福祉施設指導監査結果通知書

施設名	緑の郷
-----	-----

指摘区分:通知事項

	改善又は是正を要する事項	根拠法令等
1	入所決定について、入所順位登載名簿の順位を調整した場合は、その理由を入退所検討委員会の議事録に漏れなく記載すること。	横浜市特別養護老人ホーム入退所指針(平成23年3月) 老福条例第11条 老福通知第4-5(2)
2	入所者の健康診断は、施設の負担で適切に実施すること。	特養条例第22条 老福条例第22条
3	市に報告すべき事故報告書について、提出されていないものがあつたので、改めること。	特養条例第32条第2項 老福条例第40条第2項 市事故報告取扱い要領
4	宿直職員について、断続的労働に関する許可及び断続的労働に従事する者に対する最低賃金の減額特例許可の手続を行うこと。	労働基準法第41条 最低賃金法第4条、第7条
5	衛生管理者を選任し、労働基準監督署宛に届け出ること。	労働安全衛生法第12条
6	入所者からの預り金について、複数の職員による牽制体制が機能するよう、管理体制の改善を図ること。	通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号)

平成25年度 社会福祉施設指導監査結果通知書

施設名	緑の郷
-----	-----

7	<p>預り金に関する取扱規程について、一部不備があるので、是正すること。</p>	<p>通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号)</p>
8	<p>個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して計画の作成、実施及び評価を行うこと。</p>	<p>報酬通知第2-5-(11)(第2-4-(2)準用)</p>
9	<p>個別機能訓練加算について、個別機能訓練計画の内容の説明を入居者に対して3か月ごとに行い、記録すること。</p>	<p>報酬通知第2-5-(11)(第2-4-(2)準用)</p>
10	<p>会計伝票には会計責任者の承認印を受けること。</p>	<p>定款準則第20条 法人経理規程第11条</p>
11	<p>寄附金品として受領したものについては、寄附金収入として計上すること。</p>	<p>(旧)会計基準第9条、第16条</p>
12	<p>契約予定価格が経理規程で定められた額を超える場合は、原則として競争入札を行うこと。 また、契約業者選定に当たっては稟議書等を作成し、選定の理由を明確にすること。</p>	<p>社援施第7号1(3)(4)</p>